

大本敬久『触穢の成立 日本古代における「穢」概念の変遷』 (創風社出版、2013年)

水本正人

はじめに

本書は1994年に書かれた修士論文『日本古代における穢概念の変遷について』を活字化したものである。著者は「1994年段階の穢研究の一成果をそのまま掲載した方が、今後のケガレ・穢研究の論点整理が容易になるのではないかと考え、そのまま活字化している。

1 各章節の要約

1 序章 ケガレと穢

これまで混乱してきた「ケガレ」研究の体系化に新たな視点を提供するために、

『延喜式』などで規定化されたケガレ＝
けがれしよくえ
穢、触穢

『延喜式』などで規定化されていないケ
ガレ＝ケガレ、「穢」、「穢れ」

の二つにケガレを明確に区別する。

2 第一章 ケガレ・穢に関する研究史と課題

(1) 第一節 民俗学における研究史

1970年以前は、「ケガレ」という用語が学術語として用いられることはなく、一般の民俗語彙として捉えられる傾向にあった。

1970年代に「ケガレ」という学術語が理論用語として取り上げられた。但し、その定義は歴史学的視点の欠けた漠然としたものであった。

1980年代になると、「ケガレ」とされるものの個別的な研究が盛んになり、ケガレ全体を検

討するという傾向が見られなくなった。

課題は3点ある。

- ①ケガレ自体の歴史的視点が重視されていない。
- ②語源論も客観的な根拠を示す必要がある。
- ③ケガレの問題は、差別意識・差別問題と切り離しては考えられないものである。その視点が軽視されてきた印象は拭えない。

(2) 第二節 歴史学における研究史と課題

1970年以前は、「ケガレ」の研究に関しては個別的な研究の域を出なかった。個別的な研究は、法制史の立場からの触穢に関する研究と、宗教史の立場からの罪穢つみけがれに関する研究に大別される。前者の代表例は中田薫の『古法と触穢』で、後者の代表例は原田敏明の『罪穢の諸相』である。

1970年代に、通説が成立した。横井清が『中世の触穢思想』において歴史学としてはじめて触穢思想を正面から取り上げた。横井は、原田敏明らの「穢」＝「罪」とみる立場を継承している。横井の研究は、大山喬平や高取正男に批判的に継承された。

1980年代以降は、具体的な穢の種類に分類して論じる方向にある。例えば、けつえ、血穢、穢とおおはらえ、女性の穢、穢史料に関する研究などである。

歴史学におけるケガレ・穢研究の課題としては、古代の史料からケガレ・穢がどういったものなのか、古代史学の方法で、まず明らかにしなければならない。

3 第二章 触穢規定成立以前の「穢」 —特に奈良時代以前—

(1) 第一節 六国史の「穢」に関する先行研究
六国史（りっこくし日本書紀・しよくにほんぎ続日本書紀・日本後紀・続日本後紀・日本文徳天皇実録・日本三代実録）所見の「穢」の文字をすべて抽出して検討する必要がある。

(2) 第二節 記紀・続日本紀に見える「穢」

『古事記』・『日本書紀』・『万葉集』・『続日本紀』の中に見える「穢」の文字の用例を検討して、その特徴を挙げる。

『古事記』に5例、『日本書紀』に9例、『万葉集』に8例ある。

これらの史料には、次の3点の特徴がある。

- ① 単独名詞（「穢」が一文字で名詞となっているもの）は全く出てこない。
- ② 「穢」は必ずしも「不浄」をあらわしてはいない。
- ③ 「穢」の訓は「キタナキ」・「ケガス」・「ナレ」など多様である。

次に『続日本紀』所見の「穢」について検討する。用例は22例ある。

神亀年間以前は6例あり、「穢」は物理的にキタナイものを示すとどまる。

天平期（聖武天皇の即位から称徳天皇の時代まで）は12例ある。そのうちの1例（物理的次元）以外はすべて心理的次元のものである。心理的次元の「穢」は二つの用例に分けられる。

- ① 「瑕穢」（キズ、ケガレ）を洗うというもの4例
- ② 「反逆心」を示すもの7例

(3) 第三節 奈良時代における「穢」と仏教

『続日本紀』に見える「穢」のうち「反逆心」を表す「穢」記事の中に当時の仏教信仰がわかる記載がある。如来や菩薩などの力によって「穢キ奴」が発覚したなど。このような在り方を裏付ける経典は、ほとんどが密教系のもので、護

国思想を持ち合わせている。但し、反逆心を示す「穢」の思想的背景をこれらの経典に直接求めることはできない。

視点をえて、反逆心を示す「穢」の反対語として登場する「清明心」・「明浄心」・「浄心」等を『続日本紀』で見ると、天武朝においては反逆心を示す「穢」が出てこないが、「清明心」という観念は存在している。したがって、反逆心を示す「穢」も潜在的には成立していたと考えることもできる。この「穢」が顕在化するのには天平年間以降である。

4 第三章 触穢の成立

(1) 第一節 「穢」と「穢悪」の区別の必要性

「穢」と「穢悪」は区別すべきである。管見の限り『日本三代実録』や古記録に見える平安貴族たちの触穢記事に、「穢」とは現れても「穢悪」と現れることはない。

(2) 第二節 触穢の成立過程

『日本後紀』以前では、「穢」の用例は多様である。この段階では、「穢」が熟語または動詞として使われていて、一文字で名詞として用いられていない。

『日本後紀』から『日本三代実録』まででは、「穢」が一文字の名詞として用いられる初見は、『続日本紀』の承和3年(836)9月11日条の「申今月九日宮中有穢」である。「有穢」は「ケガレアリ」と読まれていた。これは「穢」が固定概念となったことを示している。これが『日本三代実録』の貞観年間になると、単に「穢」ではなく、「人死穢」・「犬死穢」・「犬産穢」・「失火穢」など「〇〇穢」という用例が出現する。これは穢の具体的例の出現といえる。

また、貞観年間後半になると、「染穢」という表現が頻繁に見られるようになる。これは、「穢が有る」や「穢に触れる」というレベルを

超えて、「染まってしまうもの」として穢が認識されるようになったことを示している。貞観年間後半には「穢の伝染」というものが明確に認識されるようになった。さらに「其穢」や「此穢」という表現が出てくる。明確に穢が具体的に何かを指し示している用例である。これは「穢」という概念が強固なまで固定化したものになったことを示している。

穢に関する規定として弘仁11年(820)成立の『弘仁式』がある。『弘仁式』は原文が残っていないが、10世紀後半に撰述された『西宮記』に逸文が載っている。

『弘仁式』を追補したとされる貞観13年(871)成立の『貞観式』についても原文は不明で、こちらは逸文でも穢の規定を確認することができない。

『弘仁式』・『貞観式』を改訂した延長5年(927)成立の『延喜式』には「穢」に関する諸規定がある。「穢忌条・弔喪条・触穢条・司穢条・失火条」がある。各条が成立した段階は、次の通りである。

- ①『弘仁式』は「穢悪」のみで「穢」はない。
- ②『貞観式』において、失火条が新たに規定された。
- ③『貞観式』において、触穢条、またはそれに似た伝染に関する規定がなされた。
- ④『貞観式』において、穢に関する条文があった。

(3) 第三節 「穢悪」について

「穢悪」という語句が、大宝元年(701)に完成した大宝令に存在していた。

中国から輸入された「穢悪」という語句は、「けがらわしいこと」・「よこしまな心」といった意味で『日本書紀』では使われている。

『令集解』神祇令散斎条の「穢悪之事」の註釈として、義解・令釈・穴記・古記・跡記が載

せられている。それらの解釈から、次のことがいえる。

- ①「穢悪」は固定化された概念ではなかった。
- ②触穢思想と同義の解釈は存在しない。「穢」と「穢悪」は異なる概念である。
- ③「穢悪」が天津罪・国津罪と解釈されている例がある。

5 第四章 「罪穢」の用法と変遷

(1) 第一節 歴史学における「罪穢」

原田敏明が、本居宣長の解釈をもとに「罪穢」という用語を歴史学において最初に取り上げた。青木紀元は「大祓の詞の中には『罪』という語が繰り返し出てくるが、『穢れ』という語は一度も現れない」と指摘する。山本幸司も「記紀の大祓や延喜式の大祓詞の記事には、それが行われた理由に『穢』という言葉が使われていない」と指摘している。

(2) 第二節 「罪穢」解釈の時代的変遷

平安時代末期の作とされる『中臣祓訓解』(兩部神道)では、「祓い清められる」のは『罪穢』ではなく『罪咎』である。

江戸時代中期頃から国学が興隆する。賀茂真淵は大祓詞の註釈を行っているが、彼の著作の中には「罪穢」という言葉は見当たらない。本居宣長が『大祓詞後釈』で「罪穢」という用語を用いた。平田篤胤は頻繁に「罪穢」を用いた。平田は垂加神道の禊祓詞の中にある「罪穢」に注目して、これを祓詞の中に定着させた。

明治時代以降、「祓い清められるもの」が「罪穢」であることが、国によって定められ、完全に定着し、一般化した。

「罪穢」は近世的な用語である。これを古代史の方法として用いるのは問題である。

6 第五章 触穢思想の成立と仏教との関係

(1) 第一節 『陀羅尼集経』と「穢」

『陀羅尼集経』巻第九の「烏樞沙摩解穢法印第十七」に、「死尸・婦人の産・六畜の産（血）を見るのが『穢』である」とある。

『西宮記』逸文にある弘仁式穢忌条には「触穢悪事忌者、人死三十日、産七日、六畜死五日、産三日、其喫突及弔喪、問疾三日」とある。「喫突」・「弔喪」・「問疾」以外は、『陀羅尼集経』において「穢」とされるものと同一である。

『陀羅尼集経』は天平年間（729～766）に日本に入って来た。雑密時代の密教の重要な教典である。純密時代になってもなお重要な教典であった。

(2) 第二節 烏樞沙摩明王と「穢」

烏樞沙摩明王は金剛界曼陀羅の一尊で、不浄を転じて清浄とする明王である。また、烏樞沙摩明王は便所神（仏）としての性格も有していた。

奈良時代、烏樞沙摩明王は火頭菩薩・火頭金剛・火頭明王として造像されている。

最澄や空海は烏樞沙摩経を扱っていた。

触穢の成立と宮中における密教の受容が時期的に重なっている。空海が834年に新天皇（仁明天皇）の御衣に御修法（加持祈祷）を行う。836年に一文字名詞の「穢」が初めて出現する。

烏樞沙摩解穢法は「火をもって穢を焼き尽くす」といったもので、これは触穢に関しては受容されなかった。穢から回復するには「火」による削除ではなく、「忌み」が重要視され、「イミゴモリ」により日常への回復を希求する心性であったと思われる。

2 本書の成果

古代において「穢」＝「触穢」である。それ

を六国史などに当たり古代の史料から導き出している。膨大な史料を調べる大変な作業であった筈であり、その取り組みに頭が下がる。

「穢の名詞化」という視点も説得力がある。「穢」の用いられ方が、形容詞「穢シ（キタナシ）」や動詞「穢ス（ケガス）」では「固定概念となった」といえないという訳だ。

「穢」＝「罪穢」は、近世の本居宣長から始まり、平田篤胤が広めた。古代にない「罪穢」を以て古代の「穢」を論じるのは確におかしい。これも説得力がある。

但し、垂加神道の禊祓詞の中にある「罪穢」が、いつ頃登場したのか、それがはっきりしないのが、いささか残念である。垂加神道は江戸前期の儒者の山崎闇斎が提唱した神道である。山崎闇斎が「罪穢」という言葉を作ったのであろうか。「（垂加神道の禊祓詞は）垂加流の神道学者より『春日神社の伝なり』とて授かりたるなり」とあるから、「罪穢」は春日神社の禊祓詞の中にある筈である。それは古代まで遡れるのであろうか。気になるところである。

「触穢」の成立に、『陀羅尼集経』が影響を与えたという見方も私は納得できる。但し、穢からの回復では「『忌み』が重要視され、『穢を火をもって焼き尽くす』という方法は受容されなかった」と著者は述べているが、そう言い切れるのであろうか。仏教では死体を火で焼く。生きているうちは「忌み」でよいが、「本人が死ねば、火に頼ったのではないか」と思う。

著者の論を要約すれば、「古代において、宮中では平安時代の仁明天皇のころ『穢』が固定概念化し、貞観年間までに『穢』＝『触穢』が成立した。仁明天皇以前の『穢』の用いられ方は概念化されていない一般通念語彙の域でない」となる。

宮中では、古代は「穢」＝「触穢」であるが、中世・近世でもそうなのか。それとも変化して

いったのであろうか。少なくとも近世では「穢」＝「罪穢」であったのであろうか。

著者のように当時の史料を調べて実証的に明らかにする必要がある。まずは、宮中での「穢」の変遷を明らかにしておかなければならない。その点を考えると、本書の意義は大きい。

3 部落差別と「穢」

部落差別の中の「穢」は、江戸時代にはハッキリしている。部落外の人たちが部落の人たちをどう見ていたか。2つ例を挙げる。

和歌山藩城下の「牢番頭家文書」によれば、牢番頭共が町廻りをしていたとき、町の肝煎から「穢多共が人がましく廻っている」と陰言を言われた⁽¹⁾。伊予松山藩では、幕末に生まれ、旧松山藩士で、石鉄県の学区取締として小学校の開設に取り組んだ内藤素行が語り残した記録の中に、『「人と畜生の間に穢多という一階級がある」というのが、上下一同の考えであった』とある⁽²⁾。和歌山の事例は宝永2年(1705)で、松山の事例は内藤素行が幕末に感じていたことである。

「人がましく」や「人と畜生の間の存在」を具体的に言えと言われたら、私は安倍晴明のような存在であると考えて。もちろん、これは生物学的な話ではなく、思想的・宗教的な話である。説教「しのだづま」によれば、安倍晴明は、安倍保名と人間の女に化身した女狐との結婚によって生まれた⁽³⁾。晴明は狐の霊力を得ているから、素人の人間には発揮できない力を持った。『古事記』や『日本書紀』が語る神武天皇も人間と鰐(＝フカ)との結婚によって生まれた⁽⁴⁾。時代を遡れば遡るほど、異類婚はプラスイメージである。現代でも、歌舞伎役者などが名前に亀や猿を付けて、名前から霊力を得ようとして

いる。神業の芸に達するには、本人の努力以外に、特別な力が必要なのである。

江戸時代、部落外の人たちは部落の人たちを「畜生の血が入った者共」と見ている。このことを踏まえると、「解放令」後、役所が、部落の人たちに神社で「禊ぎ祓い」をさせ、部落外の人たちへ「これで穢がなくなった。以後、仲良く一緒にせよ」と促したが、部落外の人たちの中から「そんなことで穢がなくなるか」と声が上がると。高知では、「肥桶をきれいに洗って、その桶に酒を入れる。それを飲むか」と書かれた落書が現れた⁽⁵⁾。部落外の人たちの意識がよく現れている落書だと思う。「穢」＝「畜生の血」であるなら、「禊ぎ祓い」や本書の「イミゴモリ」ではなくせない。

部落差別の「穢」と本書の「穢」(＝「触穢」)には隔たりがありすぎる。宮中と民間との違いであろうか。部落差別の「穢」はいつ頃成立したのであろうか。古代において「穢」が宮中と民間に違いがないとすれば、中世以降の成立となる。少なくとも『古事記』や『日本書紀』が書かれた頃は、神武天皇の例もあるから、異類婚の血は「穢」ではないはずである。

おわりに

本書の「穢」＝「触穢」は、部落差別の「穢」との違いを際立させてくれた。「触穢」から部落差別の「穢」へ向かったのか。それとも部落差別の「穢」は別ルートで形成されたのであろうか。宮中での古代→中世→近世の「穢」の変遷がわかれば、部落差別の「穢」の形成を明らかにするヒントが得られるかもしれない。しかし、中世の史料分析は容易ではない。史料の膨大さにたじろいでしまう。そう思うと著者の取組はすごい。

注

- (1)『城下町警察日記』清文堂、2003年、134-135頁。
- (2)『史談会速記録にみえる伊予関係記事 第4冊』2008年、107頁。
- (3)『日本伝奇伝説大事典』角川書店、1987年、445-446頁、
『しのだづま考—中西和久ひとり芝居—』解放出版社、
1992年。
- (4)『古事記 上代歌謡』小学館、1983年、145-148頁、『日
本書紀 上』岩波書店、1984年、178-188頁。
- (5)『しこく部落史』第7号、四国部落史研究協議会、
2005年、67頁。